

## 伊豆市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

**第1条** 伊豆市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係わる連絡調整を行うことを目的とする。

(協議事項)

**第2条** 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関すること。
- (2) 市自主運行バス及び有償運送の必要性並びに旅客から収受する対価に関し協議すること。
- (3) 形成計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 形成計画に位置付けされた事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域の公共交通に関し市長が必要と認める事項に関し協議すること。

(交通会議の構成員)

**第3条** 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長
- (2) 市長の指名する職員
- (3) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (4) 静岡県の関係行政機関の職員
- (5) 一般社団法人静岡県バス協会
- (6) 静岡県タクシー協会
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者、交通管理者、鉄道事業者及び学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
- (10) 市民又は利用者の代表
- (11) 前各号に掲げる者のほか、交通会議の運営上市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(交通会議の運営)

**第5条** 交通会議に会長をおく。

- 2 会長は、市長をもって充て、副会長は会長が指名する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議は原則として公開とする。
- 5 交通会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 6 交通会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 7 交通会議の庶務は、総合政策部総合戦略課において処理する。

(意見の聴取)

**第6条** 会長は必要があると認めるときは、交通会議に関係者の出席を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

**第7条** 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の確実な実施に努めるものとする。

(その他)

**第8条** この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。